

9. 地域生活支援事業等

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。

対象者

全身にわたり身体障がいのある方、重度の知的障がいのある方、重度の精神障がいのある方

利用の要件

- 冠婚葬祭への出席などの社会生活上必要不可欠な外出
- 講演会やレジャーなど余暇活動等社会参加のための外出
- 宿泊を伴わず、一日の範囲内で用務を終える外出に限る
- 通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でない外出、募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動に係る外出、通学・通所・通勤等、通年・長期の外出は利用不可。ただし、通学、施設、作業所への通所の際、保護者の出産病気等やむを得ない事情で一時的に必要な場合は利用可。

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263
申請窓口…障がい福祉課

訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい児・者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

対象者

- この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体に障がいのある方
- 障がい児 ※サービス利用は条件有。詳しくはお問い合わせください。

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263
申請窓口…障がい福祉課

日中一時支援事業

日中の活動の場を提供し、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

対象者

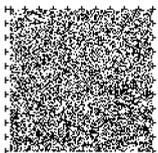
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- 自立支援医療（精神通院医療）の支給者

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263
申請窓口…障がい福祉課



成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効な対象者に、財産管理等の支援が必要な際、成年後見制度利用支援をすることにより権利擁護を行います。

対象者

知的障がいのある方又は精神障がいのある方

利用者負担額

原則無料 ※裁判所の決定により費用が発生する場合があります。

窓口

お問合せ…福島市権利擁護センター 電話 533-3341 FAX 533-8879
障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

障がい者地域生活支援ネットワーク事業 【地域生活支援拠点等整備事業】

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう障がいのある方とご家族を地域全体で支える体制を整備します。

1. コーディネーター事業

「親亡き後」が懸念される方と緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握、緊急時の常時連絡体制の確保、緊急時の相談支援専門員（コーディネーター）による相談・支援を実施します。

2. 緊急一時受入事業

介護者が急病等の緊急時、障がいのある方の自宅生活ができなくなった際、短期入所施設・グループホームにて一時的に保護を行います。（1回あたり最大14日まで）

※短期入所の支給決定者は、障害者総合支援法におけるサービスが優先となります。

3. 自立応援体験事業

親元からの自立や入所施設や病院からの地域移行を目指す方を対象に、グループホームでの共同生活や一人暮らし体験を提供します。（1月あたり最大7日まで）

対象者

福島市に住所のある18歳以上の障がいのある方

※介護保険制度の利用対象者は、利用対象外です

登録手続き

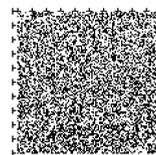
緊急時、受け入れ先でスムーズに必要な支援を行うため、事前登録が必要です。

登録希望者は、以下のコーディネーターまでご相談ください。

【コーディネーター】福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 電話：563-7765

窓口

お問合せ…福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 電話：563-7765 FAX 533-5262
申請窓口…福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 電話：563-7765



地域活動支援センター事業

障がいのある方が通所により、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がいのある方等の地域生活支援と社会参加の促進を図ります。

対象者

身体・知的・精神に障がいのある方及び障がい児

事業内容

【事業Ⅲ型】

基礎的事業を実施するとともに、地域の障がいのある方のための援護対策に関する事業を実施する。

利用者負担額

無料

地域活動支援センター 一覧

種別	名 称	所 在 地	電話番号
Ⅲ型	ひびき	福島市野田町二丁目 5-9	522-6886
Ⅲ型	共同作業所クリエイティブファクトリー	福島市上野寺字西原 42-3	592-1171
Ⅲ型	共同作業所ぽけっと	福島市瀬上町字荒町 78	553-5770
Ⅲ型	生きる	福島市渡利字三本木前 14	523-3853
Ⅲ型	小麦の家	福島市小倉寺字竹ノ内 5-6	573-1104

窓 口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…各地域活動支援センター

腰の浜会館デイサービス事業

腰の浜会館では障がいのある方を対象に、体操教室や手打ちそば教室、こものづくり教室、山野草教室などを行うデイサービス事業を実施しています。詳細についてはお問い合わせください。

窓 口

お問合せ…腰の浜会館 電話 533-5261 FAX 533-5262

申請窓口…腰の浜会館

